

キオクシア 2 億 2,900 万ドル陪審評決の全容と AI 時代の特許リスク

— 日本企業への示唆 【確定版・一次資料照合済み】

作成日：2026 年 7 月 18 日

Claude Fable 5

本稿は 2026 年 7 月 18 日時点で入手可能な一次資料（CAFC 意見書、USITC 公式公示、キオクシア決算短信・適時開示、東証・報道機関の一次報道）に照合して作成した。本件は陪審評決であり、最終判決・確定判決ではない。記述は〔確認〕（一次・信頼できる報道で裏付けあり）、〔分析〕（筆者の推論・評価）、〔要照合〕（単一二次ソース依存等で追加確認が必要）を区別して示す。

TL;DR

〔確認〕2026 年 7 月 16 日（米国時間）、米国テキサス州西部地区連邦地裁ウェーコ支部の陪審は、キオクシアのフラッシュメモリ製品が米衛星通信会社 Viasat の米国特許第 8,615,700 号（クレーム 16）を侵害したと認定し、**229,025,021 ドル（約 371 億円、1 ドル=162 円換算）**の損害額を評決した¹。これは 2026 年 3 月 30 日までの過去分の損害であり、キオクシアの適時開示では「暫定的」な金額とされている⁵。陪審評決であって最終判決ではなく、キオクシアは評決後申立て（JMOL 等）および必要に応じ控訴を含む「取り得るあらゆる法的手段」を講じると表明している⁵。

〔分析〕原告 Viasat はパテント・トロール（NPE）ではなく、衛星通信の事業会社である点が本件の要諦。通信・信号処理分野で開発された誤り訂正技術の特許が、半導体・メモリ製品に対して行使され得ることを示す事例といえる。真のリスクは一時金そのものより、将来の継続実施料の要否、回避設計の要否、周辺特許・サプライチェーン契約への波及にある。

〔確認/分析〕評決額を単純換算すると 2026 年 3 月期営業利益（8,704 億円）の約 4.3%に相当する⁴が、会計上の最終的な影響は最終判決・控訴・引当処理・為替等により変動するため、経営規模との対比だけで軽重を断ずることはできない。日本企業には、業界分類に限定しない機能ベースの FTO 調査、設計判断の記録、サプライヤー契約の補償条項の確認、米国での無効化手続を含む複線的対応、取締役会レベルの知財リスク監督が求められる。

1. 事件の基本情報 【確認】

項目	内容
当事者	原告 Viasat, Inc.（カリフォルニア州カールスバッド、衛星通信事業会社）／被告 Kioxia

項目	内容
	Corporation・Kioxia America, Inc.
法域	米国テキサス州西部地区連邦地裁ウェーコ支部
提訴	2021 年 11 月。提訴時 Viasat は自社特許の請求項 1 件の侵害を主張
対象特許	米国特許第 8,615,700 号（「フラッシュメモリ向け前方誤り訂正・並列誤り検出」）、侵害認定はクレーム 16
評決日	2026 年 7 月 16 日（米国時間、木曜）
評決額	229,025,021 ドル。2026 年 3 月 30 日までの過去の侵害に対する損害（評決票の記載）
故意侵害	陪審の争点は侵害の有無と損害額。故意侵害の認定は報じられていない（評決票原本は未確認）
会社対応	キオクシア HD は「Viasat 社の主張及び陪審の判断は到底容認できるものではない」とし、評決後申立て・控訴を含む法的手段を検討。連結業績への影響は「精査中」

対象特許の中心的技術要素は、フラッシュメモリシステムにおける誤り訂正、並列誤り検出、および符号化レートの適応制御にある。Viasat は、衛星向け誤り訂正システムの設計過程でフラッシュメモリの改良技術を開発したと主張した⁶。〔確認〕なお、侵害対象を「コントローラのみ」に限定できるかは、クレームチャート（被疑製品の構成対比）を確認しないと断定できない〔分析〕。少なくとも対象特許は NAND セルの材料・積層構造そのものではなく、データの符号化・誤り検出・保護強度制御という実装・制御ロジックを対象としている〔確認〕。

2. 法的ステータスの正確な理解 — レビュー反映事項

① 「陪審評決」であって確定判決ではない〔確認〕

229,025,021 ドルは陪審評決である。この後に、Albright 判事による最終判決、評決後申立て（JMOL＝法律問題としての判断、新審理申立て）、CAFC への控訴という手続きが残る。米国では評決後・控訴段階で損害額が大幅に減額される例が珍しくない〔分析〕。「371 億円の支払いが確定した」と読める表現は避けるべきである。

② 損害額の性質 — 過去分の損害と将来の継続実施料の区別〔確認/要照合〕

評決額は「2026 年 3 月 30 日までの過去の侵害に対する損害」である。過去侵害に対する金銭賠償は、法的には合理的実施料（reasonable royalty）による損害賠償として整理されるのが一般的である。報道の一部および評決票の記載は running royalty（継続実施料方式）という語を用いているが¹、以下は本評決の記載からは確定できず、評決票原本と今後の最終判決の確認を要する〔要照合〕：

将来（評決後）の販売に適用される継続ロイヤルティの有無

その料率を陪審が決めたのか、今後裁判官が判断するのか

損害額算定の具体的なロイヤルティ率・ロイヤルティベース（対象売上・単価）

したがって、「今回の金額が将来分の継続ロイヤルティを含むか否かは、評決票および最終判決を確認する必要がある」との留保を付す。

③ IPR・CAFC の意味 — 「有効確認」は過大 〔確認・重要な訂正〕

一次資料（CAFC 意見書 No.2024-1384、2025 年 12 月 19 日、Chen 判事、非先例）を精読した結果¹、以下が正確である：

PTAB（IPR2022-01067、2023 年 11 月 20 日最終書面決定）は、キオクシアが対象クレームの特許性欠如を 35 U.S.C. § 102-103 の下で立証していないと判断した。これは「特許性がないことを申立人が立証できなかった」という判断であり、あらゆる無効理由に対する絶対的な有効性の確認ではない。

クレーム 16 は、別の IPR 手続で取り消された独立クレーム 15 に従属する。CAFC の審理は、取消済みの独立クレーム 1・15・17 に従属する残存クレーム（2, 10-14, 16, 23-25）についてのみ行われた。

CAFC は、キオクシアのクレーム解釈（「decode（復号）」に単なるバッファリングを含める主張）を退け、PTAB の解釈を維持した。加えて、キオクシアのクレーム 15・17 に関する複数の主張は、開始準備書面（opening brief）で十分に展開しなかったため「主張放棄（forfeited）」として退けられた — すなわち実体判断ではなく手続的理由で敗れた論点が含まれる。

正確な表現：「PTAB はキオクシアがクレーム 16 等の特許性欠如を立証していないと判断し、CAFC はその判断を維持した（2025 年 12 月 19 日）。」

④ 先行技術の記述 〔確認・訂正〕

CAFC 意見書によれば、PTAB は、キオクシア提示の先行技術 Lee 特許（米国特許 7,865,809 号）がクレーム 1・15 の要求する「decode/decoder（復号器）」限定を開示していないと判断した¹。これはクレーム構成を「開示している」のではなく「開示していない」という判断であり、残存クレーム維持と整合する。

⑤ 故意侵害と増額賠償 〔確認/要照合〕

確認できた報道の範囲では、陪審に提出された争点は侵害と損害額であり、故意侵害（willfulness）の認定は含まれていない。したがって、現時点で故意侵害を前提とした増額賠償（35 U.S.C. § 284、最大3倍）が認められたとはいえない。ただし、評決票、争点整理命令および今後の判決文の確認を要す

る〔要照合〕。「3 倍賠償のリスクが一切ない」と断定することも避ける。

3. 業績・時価総額・株価 〔確認/要照合〕

2026 年 3 月期決算（IFRS 連結、2026 年 5 月 15 日発表） 〔確認・官報決算データベース／日経で照合〕⁴⁸

売上収益 2 兆 3,376 億 2,800 万円（前期比+37.0%）

営業利益 8,703 億 6,900 万円（同+92.7%）、いずれも過去最高

税引前利益 7,840 億 9,500 万円、当期利益 5,544 億 9,000 万円（前期比約 2 倍）

注記：会社資料には Non-GAAP 営業利益 8,762 億円という別数値もあり、比較の際は基準の明示が必要

評決額約 371 億円は同年度営業利益（GAAP ベース 8,704 億円）の約 4.3%に相当する。ただし会計上の影響は、最終判決・控訴の帰趨、引当金の計上時期、税効果、利息・訴訟費用、継続ロイヤルティの有無、為替変動によって異なる〔分析〕。したがって「経営を直ちに揺るがす規模ではない」と単純に断定せず、規模感の一指標として提示するにとどめる。

時価総額・国内首位 〔確認・日経／時事通信／PC Watch で照合〕⁸⁹

2026 年 6 月 12 日、東京市場でキオクシア HD 株は前日比 5,760 円高の 8 万 1,200 円（終値）となり、時価総額 44 兆 3,627 億円でトヨタ自動車（43 兆 8,239 億円）を約 5,200 億円上回り、国内上場企業で初の首位となった⁹。その後 6 月 16 日終値ベースでは約 52 兆円まで拡大したとの報道がある〔要照合：52 兆円は準一次〕。上場は 2024 年 12 月 18 日（東証プライム、証券コード 285A）、上場初日終値時点の時価総額は約 8,630 億円であり、AI 向け NAND 需要を背景に約 1 年半で急拡大した。

株価反応 〔確認・CNET／khitec／Yahoo ファイナンスで照合〕¹⁰

評決報道を受け、2026 年 7 月 17 日の東京市場でキオクシア HD 株は前日終値 62,110 円から値幅制限いっぱいの 1 万円（16.1%）安の 52,110 円まで売られ、ストップ安で引けた。ただし同日は米国半導体株全般の下落も重なっており、下落を評決のみに帰属させることはできない（「評決報道に加え、半導体株全般の下落も重なった」と表現するのが適切）〔確認/分析〕。

4. AI 時代の特許リスクの構造 〔分析〕

なぜキオクシアが標的となったか — 因果の切り分け

本件の提訴は 2021 年 11 月であり、近年の AI 需要拡大を直接の契機とする訴訟ではない〔確認〕。したがって「AI 特需で支払能力が高まったから提訴された」という因果関係は本件については成立しない。一方で、評決時点でのメモリ市場の拡大と企業価値の上昇は、評決の市場インパクト（株価反応）

や今後のライセンス交渉のレバレッジに影響する可能性がある〔分析〕。「支払能力の上昇が標的を生む」という一般命題は分析・仮説として提示するにとどめ、本件の提訴動機の説明としては用いない。

事業会社による権利行使という論点

本件で最も重要な視点は、原告 Viasat が製品を持つ事業会社であり、本業（衛星通信）周辺の基盤技術特許を地上のメモリ業界に対して行使した点である。特許リスクは NPE に限らず、一見無関係な業界の事業会社からも生じうる。「フラッシュメモリの ECC 特許」だけを調べるのではなく、「データの誤りを効率よく訂正する技術」という機能軸で通信・宇宙・信号処理分野まで検索範囲を広げた FTO（Freedom to Operate）が要諦となる。

米国訴訟環境のトレンド（2024-2026）〔確認/要照合〕

NPE 比率：Unified Patents『Patent Dispute Report: 2025 in Review』（2026 年 1 月 13 日）によれば、地裁特許提訴に占める NPE の比率は 55.4%（2024 年 51.8%から上昇）、ハイテク分野ではさらに高い¹¹。

PTAB（IPR）裁量却下の急増：2025 年、USPTO は裁量的却下の運用を大幅に変更（2 月に 2022 年ガイダンス撤回、3 月 26 日に長官へ判断権限を集約）。その結果、IPR 審理開始率は FY2025 に 5 年ぶり低水準の 50%へ低下し、四半期では第 1 四半期 68%→第 3 四半期 23%へ急落。Jones Day 集計では Interim Era 中 620 件の裁量判断が下され裁量却下率 61%¹²。

EPR へのシフト：審理開始が困難化した反動で、ex parte 再審査（EPRx）請求が 2025 年に前年比 66%増（過去最高）。裁量却下は前年比 630%超に増加（Unified Patents）¹¹。ただし EPR には制約があり、申立後に申立人が手続へ関与できず、地裁訴訟の stay（停止）が当然に認められるわけではなく、estoppel や戦略的タイミングが IPR と異なり、クレーム補正が生じ得る¹²。したがって「IPR から EPR へ全面移行」と断定せず、「IPR の審理開始動向を踏まえ、EPR を含む複数の無効化手段を比較検討する」と整理すべき。

テキサスの地裁変動：Albright 判事のオースティン異動等により西部地区の運用が変化し、東部地区が最繁忙の特許フォーラムとして再浮上しているとの指摘がある〔要照合〕。「テキサス西部が原告有利」と断ずるには期間・事件類型・移送率・勝訴率等の統計的根拠が必要であり、本稿では断定しない。陪審事件では、複雑な技術論点をいかに平易に提示するかが結果に影響し得る、という一般的指摘にとどめる。

5. 参考：メモリ関連特許紛争（別紙）〔確認/要照合〕

本件と当事者・特許を共有しない別個の紛争だが、AI 向けメモリ市場全体の文脈として参考に付す。各評決額は控訴・再審理・無効手続で変動し得るため、確定額ではない。

Viasat 対 Western Digital : Viasat はキオクシアの製造パートナーWD に対しても同系統の特許で類似訴訟を提起（係属中）。同特許での帰趨は業界波及の指標となる。

Netlist の一連の訴訟（Netlist 公式 IR・Reuters・McKool Smith で照合）³ :

2023 年 4 月、Samsung に対し 3 億 0,300 万ドル（東テキサス地裁、故意侵害認定）

2024 年 5 月、Micron に対し 4 億 4,500 万ドル（東テキサス地裁マーシャル支部、'912/'417 特許、故意侵害認定）

2024 年 11 月、Samsung に対し 1 億 1,800 万ドル（故意侵害認定）

Netlist CEO は「過去 19 か月で 3 つの陪審が計 8 億 6,600 万ドルを評決した」と述べた。いずれも控訴・無効手続が係属中で、Samsung・Micron は CAFC で損害算定手法の是正・取消しを求めている（2025-26 年）。

Netlist の ITC 申立て（USITC 公式公示 er0715_68924.htm で照合）² :

第二次調査 337-TA-1511 : Netlist 申立（2026 年 6 月 16 日、補足 6 月 24・25 日）に基づき 2026 年 7 月 15 日に調査開始。被申立人は Samsung および Google・Super Micro・NVIDIA・Broadcom。対象は米国特許 12,646,537（HBM）・12,650,937（DDR5 RDIMM/MRDIMM）。Netlist は排除命令・停止命令（輸入差止）を求めている。

第一次調査 : Netlist 第一次申立（2025 年 9 月 30 日）に基づく調査で、対象は 6 特許、被申立人は Samsung・Google・Supermicro。証拠審理は 2026 年 11 月開始予定。ALJ 初期判断 2027 年 5 月 3 日等の詳細日程は現状二次ソース依存であり要照合。第一次の正式な調査番号（337-TA-1472 との対応）は USITC 公示での最終確認を要する〔要照合〕。

留意 : 各案件の評決額を合算して「侵害額」として扱わない。ITC では現時点で排除命令は出ていない。

6. 日本企業への示唆・推奨策〔分析〕

第 1 段階（即時・0-3 か月） : エクスポージャーの可視化

1. 機能軸の FTO 再点検 : 主要製品（SSD コントローラ、ECC、HBM/積層制御、CXL、電源管理等）について、自業界に限らず通信・宇宙・信号処理分野まで検索範囲を広げた FTO/クリアランス調査を設計初期に実施。'700 特許ファミリーおよび Netlist 保有の HBM/DDR5 特許（12,646,537/12,650,937 等）への FTO を優先。
2. 設計判断の記録化 : 確認した先行技術と非侵害・無効理由の検討、専門家助言、意思決定過程を文書化する。これは訴訟時の合理的対応を示す資料になり得るが、それだけで故意侵害が否定されるとは限らない。加えて、FTO 調査結果や弁護士意見書は秘匿特権の放棄・開示範囲の問題を伴う

ため、米国訴訟を想定した作成・保存・共有ルールを事前に整備する。

3. 契約の棚卸し：共同開発先・部品サプライヤー（キオクシア・WD のような JV 関係を含む）との間で、第三者からの権利主張時の費用負担・設計変更責任・補償（indemnification）条項を確認・整備する。

第2段階（3-12 か月）：防衛体制の構築

4. 共同防衛の仕組みの正確な使い分け（各仕組みは機能が異なり、いずれも「あらゆる訴訟を防ぐ」ものではない）：LOT Network＝参加特許が PAE 等へ移転した場合に相互ライセンスが発効する仕組みで、事業会社自身による権利行使を全面的に防ぐものではない。Unified Patents＝特定技術領域での NPE 特許の無効化活動・情報提供が中心。RPX＝防御的な特許取得・ライセンス・リスク管理サービス。「参加すれば NPE・事業会社双方の訴訟を防げる」ものではなく、機能を目的に応じて組み合わせる。
5. 無効化手段の複線化：IPR の裁量的却下増を踏まえ、EPR（申立人の関与制約・stay 非当然・estoppel 差異を理解した上で）を含む複数の手段を比較検討する。テキサス系の迅速日程では stay が得にくい前提で、提訴前から無効資料をストックする。
6. ポートフォリオ戦略の使い分け：カウンター提訴が効く事業会社相手には防衛的特許・クロスライセンスを、カウンターが効かない NPE 相手には共同防衛・早期和解の判断・保険等を使い分ける。
7. 知財訴訟保険の検討：米国の防衛費用は公判まで進むと相当額に上るため、リスク移転手段を評価する。

第3段階（継続）：経営・取締役会レベルの統合

8. 取締役会での知財リスク監督：コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-2②（取締役会による知財投資の監督）に沿い、知財リスクを「開示して終わり」にせず、IP ランドスケープ分析を経営戦略・製品ロードマップに統合する。技術・法務・経営を分断しない体制を構築する。
9. 有価証券報告書等での実質的開示：補充原則 3-1③に基づき、重要特許のクロスライセンス、他社の有力特許取得による製造・販売制限やライセンス料のリスク等を、対応策とセットで具体的に開示する。

判断を変える閾値（ベンチマーク）〔分析〕

キオクシアの評決後申立て/CAFC 控訴で損害額が大幅減額または侵害認定が覆れば、業界のライセンス交渉レバレッジは低下する。逆に、WD 訴訟でも同特許で侵害・高額評決が出れば、700 特許ファミリーの脅威度は業界標準リスクへ格上げされる。

Netlist 対 Samsung の ITC 調査（2027 年に排除命令の有無）で HBM/DDR5 への輸入差止が現実化すれば、AI サーバ供給網全体の FTO 優先度を再設定すべきである。

7. 出典〔優先順位順〕

1. U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit, *Kioxia Corp. v. Viasat, Inc.*, No. 2024-1384, nonprecedential opinion (Chen, J.), Dec. 19, 2025. (一次・全文精読)
2. USITC, "USITC Institutes Section 337 Investigation of Certain DRAM Devices ... (II)," Inv. No. 337-TA-1511, press release er0715_68924.htm (申立 2026/6/16、補足 6/24・25)。(一次)
3. Netlist, Inc. IR (\$303M/2023・\$445M/2024 Micron・\$118M/2024 Samsung、故意侵害), および PR Newswire "ITC Votes to Institute Second Investigation Into Samsung" (2026/7)。(一次：当事者 IR)
4. キオクシアホールディングス 2026 年 3 月期決算短信〔IFRS 連結〕(2026/5/15)。売上収益 2 兆 3,376 億 2,800 万円、営業利益 8,703 億 6,900 万円 ― 官報決算データベースで照合。(準一次)
5. キオクシア HD 適時開示「米国特許訴訟の陪審評決に関するお知らせ」(2026/7/17、要旨は各報道で確認)。(一次)
6. Law360, "Kioxia Hit With \$229M Verdict In Viasat Memory Patent Suit," Lauren Berg, 2026/7/16.
7. Bloomberg Law, "Kioxia Owes \$229 Million After Jury Finds Patent Infringement," 2026/7/16.
8. 日本経済新聞「キオクシア HD に米地裁が賠償命令 特許侵害で 371 億円」2026/7/17／「キオクシアの 26 年 3 月期、純利益 2 倍」2026/5/15／「キオクシア時価総額 45 兆円、トヨタ超え国内首位」2026/6/12.
9. 時事通信「キオクシア、時価総額首位 AI 追い風、トヨタ抜く」2026/6/12 (終値 81,200 円、時価総額 44 兆 3,627 億円)。
10. ITmedia／CNET Japan (適時開示要旨・株価) 2026/7/17.
11. Unified Patents, "Patent Dispute Report: 2025 in Review," 2026/1/13 (NPE 比率 55.4%、EPR 前年比 66%増、裁量却下 630%超)。
12. RPX, "PTAB Institution Rates Dropped in 2025"／Jones Day, PTAB Litigation Blog (Interim Era 620 件、裁量却下率 61%)／Miller Johnson "PTAB Year in Review" (EPR の制約)。
13. XenoSpectrum (ITC 手続日程の詳細)、BigGo Finance、note、SEMI VISTA 等 ― 手続日程・52 兆円等は本稿で「要照合」と明示した箇所にのみ参照。(要照合／参考)

8. 未確定事項・留保 (Caveats)

陪審評決≠確定判決：229,025,021 ドルは評決であり、評決後申立て・控訴で減額・取消しの可能性がある。

損害の性質：過去分の損害である点は確認できたが、将来の継続ロイヤルティの有無・料率・算定ベースは評決票原本と最終判決の確認を要する。

故意侵害：報道の範囲では陪審の争点は侵害と損害額で、故意侵害の認定は確認されない。ただし評決票原本・争点整理命令は未確認。

ITC 手続日程：第一次調査の正式番号 (337-TA-1472 との対応)、ALJ 初期判断・Commission 完了目標の各日付は現状二次ソース依存。USITC 公示・EDIS での最終照合を要する。

時価総額 52 兆円 (6/16)：44.3 兆円 (6/12 終値、日経・時事) は一次相当で確認済み。52 兆円は準一次で要照合。

Non-GAAP/GAAP：営業利益は GAAP 8,704 億円と Non-GAAP 8,762 億円が併存。比率計算は基準を明示して用い

る。

株価下落の要因：7/17 のストップ安は評決報道と米半導体株安が重なっており、因果を評決のみに帰属させない。

テキサスの原告有利性：統計的根拠なしに断定しない。陪審の判断理由（外国企業への感情等）は資料がないため推測を排し記載しない。

本稿は投資判断・法的判断の助言を目的とせず、実際の判断は弁護士・弁理士・会計士の個別助言を要する。